

○常総衛生組合情報公開条例に基づく処分に係る審査 基準

〔令和5年3月30日
常総衛生組合訓令第1号〕

(趣旨)

第1条 常総衛生組合情報公開条例（令和5年常総衛生組合条例第4号）に基づき管理者が行う処分に係る審査基準は、次のとおり定める。

(準用規定)

第2条 管理者が行う処分に係る審査基準については、常総市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年常総市訓令第7号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。